補助金・交付金 チェックシート(No.1)

補 助 金 名 (交付金名)			平成17年度
団 体 名	社福)函館厚生院(ベイアニエス),社福) 敬聖会(センテナリア ン),社福)函館カリタスの園(ベレル旭ヶ岡の家),社福)函館元 町会(葉の花),社福)函館愛育会(おおぞら)	団体等 の状況	□ 課税事業者 □ 免税事業者

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等) 函館市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱 の銀市軽費者人ホーム利用料等取扱基準

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	軽費老人ホームとは、老人福祉法に基づき無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする国の施策に則った老人福祉施設であり、函館市内に所在するそれらの施設に対し、健全な施設運営および入所者の負担する利用料を軽減するためにサービスの提供に要する費用の一部を利用料等取扱基準に基づき補助するものである。 なお、当該補助事業に対しては、平成16年度から国庫補助金が一般財源化され、特別交付税の対象となっている。
目 的	(目 的) 無料または低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を送ることに不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談および援助、社会生活上の便宜の供身をの他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。
• 効 果	(効 果) 軽費老人ホームが入所者の負担する利用料を軽減することで、入所者の福祉の増進が図られるとともに、軽費老人ホームの健全な運営が図られる。

○補助事業の収支状況 ※上段:補助事業等に要する経費 [下段]:補助対象経費 (単位: 千円)

	年 度	助成	立 金	事業収入	会 費	繰越金	計
収		市	その他	尹未収八	云 貫	形地立	FΙ
	H29	134, 556		268, 941			403, 497
	H29	[134, 556]		[98, 495]			[233, 051]
	H30	138, 704		263, 608			402, 312
	H30	[138, 704]		[90, 023]			[228, 727]
	R元	146, 749		290, 059			436, 808
	K元	[146, 749]		[87, 673]			[234, 422]
入	R2	145, 104		250, 783			395, 887
	K2	[145, 104]		[81, 822]			[226, 926]
	Do	142, 029		250, 246			392, 275
	R3	[142, 029]		[86, 735]			[228, 764]
	左 庇	L /d. ##	市水井	市光弗	上部団体		計
	年 度	人件費	事務費	事業費	負担金等		Τħ
去		入件實 142,037	争務實 111,452	事業費 99,629	負担金等	50, 379	403, 497
支	年 度 H29				負担金等	50, 379 [4, 947]	
支	H29	142, 037	111, 452	99, 629	負担金等	-	403, 497
支		142, 037 [115, 255]	111, 452 [111, 387]	99, 629 [1, 462]	負担金等	[4, 947]	403, 497 [233, 051]
支	H29 H30	142, 037 [115, 255] 147, 685	111, 452 [111, 387] 108, 398	99, 629 [1, 462] 108, 903	負担金等	[4, 947] 37, 326	403, 497 [233, 051] 402, 312
支	H29	142, 037 [115, 255] 147, 685 [117, 695]	111, 452 [111, 387] 108, 398 [108, 339]	99, 629 [1, 462] 108, 903 [2, 052]	負担金等	[4, 947] 37, 326 [641]	403, 497 [233, 051] 402, 312 [228, 727]
	H29 H30 R元	142, 037 [115, 255] 147, 685 [117, 695] 155, 451	111, 452 [111, 387] 108, 398 [108, 339] 112, 170	99, 629 [1, 462] 108, 903 [2, 052] 107, 274	負担金等	[4, 947] 37, 326 [641] 61, 913	403, 497 [233, 051] 402, 312 [228, 727] 436, 808
支出	H29 H30	142, 037 [115, 255] 147, 685 [117, 695] 155, 451 [117, 313]	111, 452 [111, 387] 108, 398 [108, 339] 112, 170 [112, 107]	99, 629 [1, 462] 108, 903 [2, 052] 107, 274 [1, 514]	負担金等	[4, 947] 37, 326 [641] 61, 913 [3, 488]	403, 497 [233, 051] 402, 312 [228, 727] 436, 808 [234, 422]
	H29 H30 R元	142, 037 [115, 255] 147, 685 [117, 695] 155, 451 [117, 313] 154, 108	111, 452 [111, 387] 108, 398 [108, 339] 112, 170 [112, 107] 107, 945	99, 629 [1, 462] 108, 903 [2, 052] 107, 274 [1, 514] 104, 569	負担金等	[4, 947] 37, 326 [641] 61, 913 [3, 488] 29, 265	403, 497 [233, 051] 402, 312 [228, 727] 436, 808 [234, 422] 395, 887

<u>補助金・交付金 チェックシート(No.2)</u>

補助金名(交付金名)

函館市軽費老人ホーム運営費補助金

○基本的視点の再チェック

基本的視点			不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する 事業 ②市民ニーズが高い事業	N N		軽費老人ホームを経営する事業は、安定経営 を通じた利用者保護の必要性が高い第1種社会 福祉事業(社会福祉法第2条第2項第3号)に 規定された事業である。
2	必要性 (補助しなければならない事業 であるか)	Ø	0	施設運営経費の大部分は、利用者からの利用料と 当該補助金によるものであることから、補助の削減 は継続した施設運営を困難なものとする。
3	自主性(自主自立に向け努力しているか)	Ø		経費の削減等運営努力を行い, 健全な運営に 努めている。
4	有効性(他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	Ø	0	当該補助金は、運営に要する経費のうち、入所者 から彼収すべき事務費の一部を減免した場合におけ る減免額に対して補助しているものであり、健全な 施設運営の継続のために必要である。

○財政的視点のチェック

	財 政 的 視 点	不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は,前年踏襲となっていないか		
2	補助金等の使途は適切である		
3	積算基準は定められている	0	
4	補助割合は,補助対象経費の1/2以内である	0	
5	前年度繰越金は生じていないか		
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保している か)		
7	経常経費の節減に努めているか		

補助金・交付金 チェックシート(No.3)

補助金名(交付金名)

函館市軽費老人ホーム運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法,具体的な数値等) 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち,入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を軽減し

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を軽減した額に対して補助しているものであり、運営費補助金収入と利用者負担金収入が運営資金の大部分を占めている当該事業にあっては、補助を受けることにより健全な施設運営が図られるものである。

(達成状況)

同上



(評 価)

その他

 十分効果をあげている
 □

 一定の効果をあげている
 □

 効果が疑問である
 □

(理 由)

高齢者福祉の増進を図るため、函館市に所在する老人福祉法に基づく軽費老人ホームの運営に要する経費に対し補助することにより、施設運営の健全化が図られている。

○今後の方向性

	現行のまま補助を継続		(見直しの内容)
	見直したうえで補助を継続)	
	廃止		
	その他		(見直しの時期)
(廃山	この理由)		(その他の内容)
(廃」	上の時期)		

○終期の設定

